

農地中間管理事業規程新旧対照表

(下線部分は変更部分)

改正後	改正前
<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(農用地利用配分計画の決定の方法)</p> <p>第12条 公社が、農地中間管理事業により農用地等を貸し付けるに当たっては、次の点に留意するものとする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p><u>7 公社は、機構関連事業が行われる地域内の農用地等の貸付けに当たっては、機構関連事業により当該地域内の農地利用の効率化・高度化が図られることが確実で、かつ、農地の利用調整の結果、やむを得ないと認められる場合に限り、借受け前の耕作者に対して貸し付けできるものとする。</u></p> <p>8 農用地等の貸付けに当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、借受希望者に対し書面の交付により説明を行うものとする。</p> <p>9 貸付期間 機構の貸付期間については、貸付先の経営の安定・発展に配慮して長期とすることを基本とするが、当該地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、一定期間後に農地利用の再配分ができるよう措置するものとする。</p> <p>第13条～第35条 (略)</p>	<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(農用地利用配分計画の決定の方法)</p> <p>第12条 公社が、農地中間管理事業により農用地等を貸し付けるに当たっては、次の点に留意するものとする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>7 農用地等の貸付けに当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、借受希望者に対し書面の交付により説明を行うものとする。</p> <p>8 貸付期間 機構の貸付期間については、貸付先の経営の安定・発展に配慮して長期とすることを基本とするが、当該地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、一定期間後に農地利用の再配分ができるよう措置するものとする。</p> <p>第13条～第35条 (略)</p>

附 則  
この規程は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。(平成29年12月 7日)